

入 札 公 告

筑紫野市公告第210号

起工第11号山家21工区下水道築造工事について、下記のとおり一般競争入札を行いますので、筑紫野市契約規則(平成4年筑紫野市規則第10号)第7条第1項の規定に基づき公告します。

平成22年7月23日

筑紫野市長 平原 四郎

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事名 起工第11号山家21工区下水道築造工事
- (2) 工事場所 筑紫野市大字山家
- (3) 工事概要 工事総延長 L=477.0m
開削工(VU200) L=477.0m
1号MH4箇所、特1MH8箇所、
取付管4箇所、付帯工1式
- (4) 予定工期 契約締結の翌日から平成23年2月25日まで
- (5) 予定価格 31,641,000円(消費税相当額を含む)
- (6) 最低制限価格 27,434,400円(消費税相当額を含む)

2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

- (1) 土木工事(下水道工事(開削工事))について、筑紫野市競争入札参加資格及び手続等に関する規程(平成9年筑紫野市規程第8号)に基づき競争入札に参加する資格の認定を受けている者(工事における入札及び契約の過程並びに契約の内容に係る情報の公表に関する要綱(平成14年筑紫野市要綱第19号)様式第1号建設工事業種別・有資格者一覧表(以下「有資格者名簿」という。)登載者)
- (2) 平成22年4月1日時点において有資格者名簿の土木工事に係る総合点数(筑紫野市が発注する工事の一般競争入札実施要綱(平成20年要綱第11号)第4条第1項第2号に規定する総合点数をいう。)が600点以上、かつ、同有資格者名簿の土木工事についての年間平均実績額が3,300万円以上であること。

3 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

平成22年7月23日(金曜日)現在において、次の条件を満たすこと。

なお、落札決定時点においても同条件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 筑紫野市指名停止等の措置に関する規則(平成9年筑紫野市規則第17号)に基づく指名停止等の措置期間中でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(更正手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査に基づく有資格者名簿の登載者を除く。)
- (4) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本面若しくは人事面にお

いて関連がある建設業者でないこと。

(5) 有資格者名簿の営業所について次の条件を満たすこと。

建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所で、その所在地が筑紫野市内であること。

(6) 土木工事(下水道工事（開削工事）)について、公共工事の元請として同種の施工実績（ただし、JVの構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の構成員としての施工実績に限る。）を有すること。

(7) 土木工事業に関する主任技術者又は監理技術者の資格を有する技術者（ただし、当該技術者は、入札参加申込者と雇用関係にある者に限る。）を当該工事に専任で配置できること。

4 入札申込書、仕様書等の配布

(1) 方法 筑紫野市のホームページ「一般競争入札(建設工事)の情報」からのダウンロードによる配布とする。

なお、CD-R又は紙による有償配布は行わない。

(2) 期間 平成22年7月23日（金曜日）午後1時00分から平成22年8月16日（月曜日）午後5時00分まで

(3) ダウンロード先のホームページアドレス

http://www.city.chikushino.fukuoka.jp/soumubu/kanzai/ippanyousou_info.html

5 入札手続等

(1) 入札執行日時 平成22年8月19日午前9時20分

(2) 入札執行場所 筑紫野市役所第1別館第4会議室（入札室）

(3) 入札方法 郵送による入札のみ。（持参は認めない。）

(4) 入札保証金 免除

(5) 契約保証金 契約金額の10/100以上。ただし、一定の要件に該当する場合はこれを免除できる。

(6) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び本公告に示した入札参加条件に違反した入札は無効とする。その他、入札心得書に記載された項目についても同様とする。

(7) 落札者の決定方法 筑紫野市契約規則第12条第1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格で有効な入札を行った者が落札候補者となり、その者の競争入札参加資格を審査する。審査の順位は、最低の価格をもって入札した者から行う。ただし、落札候補者となるべき価格の入札を行った者が2者以上のときは、当該入札に関係のない職員によるくじ引きでその順位を決定する。審査において競争入札参加資格があると認めた者を落札者とする。

(8) 工事費内訳書の提出 入札に際して、工事費内訳書の提出を求める。

(9) 契約書作成の要否 要

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 現場説明会は行わない。

(3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、筑紫野市指名停止等の措置に関する規則に基づく指名停止を行うことがある。

(4) 詳細は、入札説明書による。